

# おおた

令和5(2023)年

4月6日号

区報



大田区議会議員選挙  
大田区長選挙

発行：大田区 編集：選挙管理委員会事務局  
〒144-8621 大田区蒲田5-13-14

☎ 5744-1465 FAX 5744-1540

HP <https://www.city.ota.tokyo.jp/>

LINE @otacity

Twitter @city\_ota

## 大田区議会議員選挙 大田区長選挙



選挙の  
めいすいくん

投票  
日時

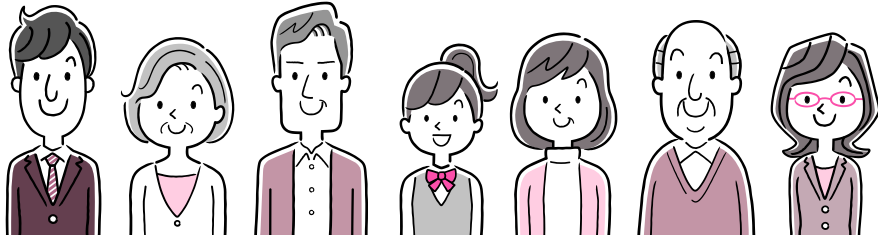
4月23日(日) 午前7時～午後8時

告示日：4月16日(日)

### 投票できる方

原則、次の2つの要件を満たす方が投票できます。

- ①平成17年4月24日以前に生まれた
- ②大田区の選挙人名簿に登録されていること  
(大田区に住民登録の届け出をした日から令和5年4月15日までに、引き続き3か月以上区内に住所を有している日本国民であること)



### 新型コロナウイルス感染防止対策

投票所では、皆さんに安心して投票していただけるよう感染防止対策を行います。

#### 【皆さんへのお願い】

- 混雑緩和のため期日前投票制度をご利用ください。  
月～金曜、午前10時までが比較的すいています。また、期日前投票の最終日4月22日(土)は混雑が予想されますので、お早めに投票ください。
- 筆記用具はご自身のものも使用できます。その場合は、鉛筆(シャープペンシル可)をお持ちください。

### 選挙公報は各世帯に配布します

選挙公報は4月19日(水)ごろから各世帯に順次配布します。なお、区役所本庁舎1階受付、地域庁舎、特別出張所、図書館、文化センター、老人いこいの家などの区施設、区内の公衆浴場でも配布しますのでご利用ください。区HPにも掲載します。

選挙公報は、4月16日(日)の立候補届出受付終了後、印刷を行うため、届くまでに日数がかかります。区HPの積極的な利用をお願いします。

目の不自由な方のために、選挙公報を音声化したCDをご用意しています。希望する方は、事前に問合先までお問い合わせください。



### 住所を異動した方、これから異動する方の投票

転居	大田区内	投票所
	3月31日以前に転居届を出した方	新住所地
	4月1日以降に転居届を出した方	前住所地

転入	他市区町村⇒大田区	投票の可否
	1月15日以前に転入届を出した方	投票できます
	1月16日以降に転入届を出した方	投票できません

転出	大田区⇒他市区町村	投票の可否
	投票する日より前に転出した方	投票できません

### 投票の順序と方法

#### 1 大田区議会議員選挙

「薄いオレンジ色」の投票用紙に候補者氏名を記入し、投票してください。

薄い  
オレンジ

#### 2 大田区長選挙

「白色」の投票用紙に候補者氏名を記入し、投票してください。

白色

### 以下の地区は投票所が変更となります

#### 第52投票所(旧投票所：大田生活実習所)

▶対象地区 本羽田一丁目4～7、19～22、26～30、本羽田二丁目全域、萩中一丁目5～9、萩中二丁目全域、南蒲田三丁目3～5、11～14

今回投票所 ▶ 中萩中小学校(萩中2-14-1)

#### 第69投票所(旧投票所：大田区民プラザ)

▶対象地区 下丸子三・四丁目全域

今回投票所 ▶ ザ・リバープレイス プレイスマール(下丸子4-21-13)